

『新型コロナの従業員感染予防対策費用の取扱FAQ－国税庁』

国税庁は今般、表題のFAQを更新した。追加された問のうち、問9－5《企業が従業員の感染予防対策費用を負担した場合の取扱い》は、従業員に対する以下の費用の支給が給与として課税対象となるか否かを問うもの。1) マスク、石鹸、消毒液、手袋などの消耗品の購入費 2) 従業員の自宅に設置する間仕切り、カーテン、椅子、机、空気清浄機などの備品の購入費 3) 感染が疑われる場合のホテル等の利用料・ホテル等までの交通費など 4) PCR検査費用、室内消毒の外部への委託費用



所得税については1)～4)のいずれも、業務のために通常必要な費用として、領収書等で精算する方法により支給する金銭については給与として課税されない旨が示された。企業が直接消耗品を配布する場合や、企業が所有する備品を貸与する場合、企業が費用を直接支払う場合も同様。ただし、勤務とは関係なく使用する物品や、貸与ではなく支給される備品の購入費用、従業員の自己の判断による宿泊やPCR検査に係る費用、及び、予め支給された金銭で最終的に使用しなくても企業に返還する必要がないものは、給与として課税対象となる。なお法人税の課税についてはいずれも、消耗品費、旅費交通費等や給与として損金の額に算入されることが示された。

『コロナ禍でも91%が業績予想 2021年3月期決算発表』

東京証券取引所が6月3日に公表した2021年3月期決算発表状況の集計結果によると、決算発表までの平均所要日数は40.6日と昨年と比べて4.3日短くなった。昨年と同様、新型コロナウイルス感染症拡大が続く中で決算発表となったが、例年並みの水準に戻りつつある。

緊急事態宣言が4月25日に再び発令され、感染症収束の見通しが難しい状況が続いているが、2,103社(91.6%)と前年の1,001社(43.0%)を大きく上回る会社が感染症の影響について一定の仮定を置くなどして業績予想を開示していた。開示にあたっては、ワクチン接種の動向なども踏まえつつ、感染症の影響が及ぶ期間や需要回復の見通しなどの前提条件を丁寧に説明する傾向が引き続き見られたほか、収益認識会計基準の適用を踏まえ、従来の基準に基づく試算値を併せて開示する会社も多く見られたとしている。

一方、業績予想を「未定」又は非開示とした会社は、全体の8.4%(192社)にとどまった。理由として感染症の影響に言及した会社は110社で、外出自粛や休業・営業時間短縮要請の影響を受けた「サービス業」や「小売業」等において、業績予想の開示を控える動きが見受けられたとしている。

感染症拡大防止に
ご協力ください



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー
葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号
(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com